各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和6年度理科教育設備整備費等補助金(設備整備)の 追加交付決定に向けた需要調査について(依頼)

標記について、文部科学省初等中等教育局教育課程課から別添のとおり照会がありました。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る 予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守 の上、需要調査表を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

理科教育設備整備費等補助金交付要綱(平成20年4月1日文部科学大臣決定)に定める事業のうち、以下の事業

- ○理科設備
- ○算数·数学設備
- ※補助対象学校種は、学校法人が設置する小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校とする。
- ※今回補助対象経費として計上するものは、今年度になってから整備する必要が生じたが、何らかの理由により今年度既に交付決定を受けた事業計画額に含めることができなかった最重点設備(高等学校においては重点設備)のみとします。
 - 例: 今年度に入ってから、最重点設備である電子てんびんが故障し、急遽、購入する必要があるなど。
- ※内定後の(変更)交付申請時には、学校が整備する予定の最重点設備(高等学校においては重点設備)に ついて関係書類(別紙参照)の提出を求めるため、確実に今年度中に整備することを予定しているものを 計上してください。
- ※補助対象経費、補助率等の本事業に関する詳細については、文部科学省依頼文(令和6年9月6日付け事 務連絡)及び補助金交付要綱等を十分にご確認ください。

2 提出書類

令和6年度理科教育設備整備費等補助金【設備整備】需要調查表

※提出日時点で判明している令和6年度の実施計画額(補助金額ではなく、事業費総額)を記入してください。

- 3 提出期限及び提出方法等
 - (1) 提出期限

令和6年9月18日(水)15時【厳守】

(2) 提出方法

上記2に記載の提出書類を電子メールにより提出

(3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(電子メール) shi gakudai gaku-g01@box. pr ef. osaka. l g. j p

※電子メールの件名及びファイル名は「【学校法人名】R6 理科設備追加募集」としてください。

4 留意事項

(1) 最新の理科教育等設備台帳については、下記ホームページをご覧ください。

(https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/rikasansuu/index.htm)

- (2) 理科設備等を管理する台帳を整備していない学校に係るものは補助対象外とする。
- (3) 補助事業に要する経費の財源措置が確実でない学校に係るものは補助対象外とする。
- (4) 補助金の交付決定前に契約行為を行ったものは補助対象外とする。
- (5) 令和7年度開校予定の学校については、令和6年度補助事業の対象としない。
- (6) 小学校については取得価格が1組1万円未満の設備、中学校については取得価格が1組2万円未満の設備、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)については取得価格が1組4万円未満の設備は、補助対象に含まないものとする。
- (7) 学校法人に対する国庫補助金が50万円未満となる場合は、原則として、補助金が交付されない。 (事業実施計画を提出後、購入金額の変更により国庫補助金が50万円未満になった場合であって も、補助金が交付されない。)
- (8) 交付要綱に定める品目に該当する設備の充足状況を自己点検するためのチェックシートを活用し、 今後の環境整備の際に参考にしてください。
- 5 今後のスケジュール (予定)

令和6年10月中旬 内定

10月下旬 交付申請書 提出期限

11月中旬 交付決定

※文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 金子・小北

電 話:06-6941-0351 (内線 4835) /06-6210-9274 (直通)

E-mail: shi gakudai gaku-g01@box.pref.osaka.lg.jp